

令和 4 年度
福島県青少年健全育成審議会（全体会）
議事録

令和4年10月14日（金）開催

令和4年度福島県青少年健全育成審議会（全体会）議事録

- 1 開催日時 令和4年10月14日（金）14時00分～15時30分
- 2 開催場所 中町ビル2階大会議室
- 3 出席委員 阿部泰宏、國岡美和、齊藤隆之、佐藤掌、佐藤優美子、宍戸光子、先崎洋子、高荒由幾、寺島孝一、中田スウラ、芳賀俊幸、前川みほ子、山下訓史、山本光子及び湯田輝彦
(名簿順、敬称略)
- 4 県こども未来局職員 こども未来局長 鈴木竜次、こども・青少年政策課長 阿部秀宏、総括主幹兼副課長 岡田雅子、主任主査 戸邊朗、主事 佐竹俊紀及び主事 正直義幸
- 5 議題 (1) 会長の選出
(2) 職務代理者の指名
(3) 部会に属する委員の指名
(4) 部会長の選出
(5) こどもを守る情報モラル向上支援事業について
(6) 少年非行の概況について

6 審議概要

○開会（14時00分）

事務局（岡田総括主幹）

- ・ ただ今から「令和4年度福島県青少年健全育成審議会全体会」を開催いたします。
- ・ 会議に先立ちまして、こども未来局長鈴木竜次より、審議会委員の皆様方に辞令をお渡しいたします。
- ・ お名前を呼ばれた方は、その場に御起立して、辞令をお受け取りになった後、御着席願います。

○鈴木局長から、各委員に辞令を交付

事務局（岡田総括主幹）

- ・ 続きまして、こども未来局長鈴木竜次より、ごあいさつを申し上げます。

○鈴木局長あいさつ

事務局（岡田総括主幹）

- ・ ここで、委員の皆様に自己紹介をお願いいたします。阿部泰宏委員からよろしくお願ひします。

○各委員の自己紹介

事務局（岡田総括主幹）

- ・ なお、本日は都合により、阿部真吾委員、鈴木智子委員が欠席されておりますので、御報告いたします。
- ・ 次に、こども・青少年政策課の出席者を紹介いたします。

○こども・青少年政策課の出席者を紹介

事務局（岡田総括主幹）

- ・ それでは、本日の議題に入らせていただきます。

○開会に係る定足数充足の確認

＜岡田総括主幹が、審議会に属する委員計17名のうち15名の出席により、福島県青少年健全育成審議会規則第2条第2項に定める定足数（過半数：9名以上）を充足しており、本部会が成立していることを確認＞

○議題（1）会長の選出

＜福島県青少年健全育成条例第32条第5項に基づき、中田スウラ委員が会長に選出＞

＜福島県青少年健全育成審議会規則第2条第1項の規定により、これ以後、中田スウラ会長が議長となり審議を執り行う＞

議長

- ・ 福島県の「附属機関等の管理運営基準」及び「附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき、本審議会は審議内容等の透明性を高めることにより、県行政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的に、原則公開することとなっておりますので、宜しくお願ひいたします。

○議事録署名人の指名

議長

- ・ 本審議会の議事録署名人ですが、これまでの慣例どおり会長が指名することとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

- ・ 御異議がないようですので、山下訓史委員と湯田輝彦委員のお二人にお願いします。

<両委員了承>

○議題（2）職務代理者に指名

議長

- ・ それでは議題に従いまして、職務代理者の指名に移りますが、条例第32条第7項に規定された職務代理者につきましては、会長が指名することとなっておりますので、齊藤隆之委員を指名します。

<齊藤隆之委員了承>

○議題（3）部会に属する委員の指名

議長

- ・ 議題（3）の部会に属する委員について、審議会規則第4条第2項では、「部会に属する委員は会長が指名する」と規定されておりますので、私から指名させていただきます。阿部泰宏委員、國岡美和委員、齊藤隆之委員、佐藤掌委員、佐藤優美子委員、宍戸光子委員、鈴木智子委員、高荒由幾委員、寺島孝一委員、山下訓史委員、山本光子委員、湯田輝彦委員の12名にお願いします。なお、欠席の阿部真吾委員、鈴木智子委員には事務局から通知をお願いします。

○議題（4）部会長の選出

<福島県青少年健全育成審議会規則第4条第3項に基づき、齊藤隆之委員が部会長に選出>

○審議会の概要説明

議長

- ・ それでは、次の議題に入る前に、改選後初めての審議会であり、新たに委員となった方もいますので「福島県青少年健全育成審議会」について事務局より説明していただきたいと思います。

事務局（戸邊主任主査）

＜資料に基づき説明＞

○議題（5）こどもを守る情報モラル向上支援事業について

議長

- ・ それでは、議題（5）こどもを守る情報モラル向上支援事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局（戸邊主任主査）

＜資料に基づき説明＞

○議題（6）少年非行の概況について

議長

- ・ それでは、続けて議題（6）に移りますが、質疑につきましては、議題（6）の説明が終わりましてから、まとめてとします。議題（6）少年非行の概況について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（戸邊主任主査）

＜資料に基づき説明＞

議長

- ・ ただいま議題（5）、議題（6）について、事務局から説明をいただきました。まず、議題（5）に関して御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

高荒由幾委員

- ・ こどもを守る情報モラル向上支援事業というのは、まず学校に対する情報モラル向上のための教材としてスマホやタブレットで操作ができる、質問形式の教材を配布する、その教材を先生側の画面では、どの子がどういう回答をしたりとか、あるいはクラス内でどういう傾向にある、どの子の理解が低いから個別に指導したほうがいいなどについて把握できるプログラムが学校側に提供されるということでよろしいですか。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ そのとおりです。

高荒由幾委員

- ・ その上でなんですけれども、先ほどの説明の中で、設問については本県のホームページ

ジで公開されるというお話をございました。こちらは、一般の方でも自由に、例えば私が小学校低学年の設問をトライしてみることができるようになるということでしょうか。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ そのとおりでございます。学校の問題は、全県で統計を出す上で、固定した問題であります。問題は1回の出題数よりも多めに作っておりまして、ホームページで公開するものは、それがシャッフルされて出題するようになっております。ホームページに公開するので県外の方でも、6種類の問題で診断できるようになっております。

齊藤隆之委員

- ・ 教員画面にでる診断結果分布図についてです。対応した方がよい児童生徒が分かるところですが、その対応の指針というものは示されているのでしょうか。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ 対応が必要な児童生徒は、診断問題の点数が低い、アンケートで使用時間が長過ぎる、家庭でのルールがない、トラブルがあると回答した子どもが表示されるのですが、どのように対応するのかは学校の先生にお任せしたいと思っております。

齊藤隆之委員

- ・ 指針があればいいというものではないとは分かっているのですが、先生や学校によって対応の差が出てくるかなとちょっと思いました。また、先行運用をやっている学校からはもう何か反応がありましたか。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ 今月から先行運用が始まり、システムのやり方の問い合わせはありますが、まだここら辺がいいとか悪いとかなどという反応は返ってきてない状況です。

佐藤優美子委員

- ・ ふくしま情報モラル診断は保護者も対象となっているとのことです、保護者にはどのような通知で、案内するような仕組みになっていますか。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ ふくしま情報モラル診断を学校で実施する際、児童生徒にID、パスワードを記載した紙を配布して、その紙を自宅へ持ち帰り、保護者に渡して、保護者にスマートフォン等で情報モラル診断を実施してもらう流れになっております。保護者にフィルタリングの有無を回答してもらうことにより、フィルタリングの重要性を認識していただきたいと思います。情報モラルについては、子どもたちだけではなく、保護者がよく分かっていないと言われているところもあるので、情報モラル診断を親子で実施することにより、保護者と子どもが情報モラルについて話すきっかけにもなってもらえばいいと思って

おります。

佐藤優美子委員

- ・ SNS等に関しまして、毎日のように学校でトラブルが多いという話を聞いております。まず教育の出発地点である家庭の方で情報モラルを把握していない、携帯電話の操作方法が子どもの方が分かっていて親が分からぬ、子どもがどのように携帯電話を扱っているのかを把握していない現状がとても大きな問題としてあると思っております。
- ・ 情報モラル診断を活用して、良いか悪いかという判断をまず子どもがしっかりとし、親もその情報モラルを把握することによって子どもの教育につながってくると思います。
- ・ 情報モラル診断は、毎年実施するのでしょうか。
- ・ また、アンケート内容はその都度変わるのでしょうか。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ 情報モラル診断は毎年実施する計画で進んでおります。
- ・ アンケートについては、経年変化も見たいところもありますので、内容を変えない予定で考えております。
- ・ 診断問題については、1回の出題数よりも多めに作っておりますが、毎年数問増やしていく、入れ替えるながら出題することを計画しております。

議長

- ・ こどもを守る情報モラル向上支援事業は、福島県独自のものというふうに考えてよろしいのでしょうか。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ こどもを守る情報モラル向上支援事業は、県の事業であり、本県の独自のものとなります。

議長

- ・ 福島県がこのような課題に大きな力を注いでいるということを改めて確認させていただいて、心強いなと思っております。
- ・ このテストをやった後のフォローアップが大事になってくると思います。資料6ページと7ページに小学生1・2年問題例とその解答が載っています。問題は「お店でおもしろい商品を見つけたので、すぐスマートフォンで写真をとりました。これはしてもよいことでしょうか。」、正解は「よくない。」となっています。解説では、「お店の人には聞かないで、勝手に写真を撮ってはいけません。商品だけでなく、人の写真も無断で撮るのはよくありません。知っている人や友達でも、写真を撮ってもいいか、聞いてからにしましょう。」となっています。
- ・ そのとおりなんですが、大人にしろ子どもにしろ、なぜこういう答えになるのかという理解を、深めておくことが大事だと思います。例えば、勝手に人の写真撮っちゃいけないというのは親もきちんと子どもに対して説明できなくてはいけないですから、

これは肖像権の問題があるという話になります。そうすると子どもは、商品には肖像権がないじゃないかと思うかも知れません。それでは、なぜ商品は勝手に写真を撮ってはいけないか、理由が分かると子どもはもっと行動を変えることができるんじゃないかなと思います。大人もその子どもも、情報モラル診断をやることを契機にフォローアップして、きちんと理解を深めるというような学校と連携するイメージというのは今後の話になるのでしょうか。

- ・ 先ほど同じような質問が出てましたけれども、このテストの結果や扱いを学校にお任せする若しくは学校のPTAと連携しながら親御さんたちと一緒にこういうものを解き明かしてみるとなるべく応用問題にも答えられるような力を養うことにもなると思います。その辺りは、今後の課題というふうに考えていいんでしょうか。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ 診断後のフォローアップは今後の課題となると思います。また、診断問題や解説も、県教育委員会である義務教育課、高校教育課、特別支援教育課とも当然連携し、県警察のアドバイスもいただきながら作っておりますが、解説も分かりやすくしていくということも検討していきたいと思います。

議長

- ・ 新しい意欲的な取組ですので、ぜひ多くの関係機関と連携して推進していってほしいと思います。

佐藤掌委員

- ・ 今回の事業は、福島県独自の事業だということなんですが、似たような事業をやっている都道府県や市町村はあるのでしょうか。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ 昨年、全都道府県に聞いてみたのですが、このようにシステム化してやっている所はなかったようです。ホームページに問題をPDFにしたものを作成しているのは何県があり、会津教育事務所のホームページにも情報モラルの問題と解答を載せており、参考にさせていただきました。また、静岡県では昨年、ネット依存度を判定するシステムを構築したと聞いております。

佐藤掌委員

- ・ はい、分かりました。今後、福島県の事業を参考にして、類似の事業をする都道府県があるかも知れないで、そういうところと連携したり、地域ごとにどういう傾向があるのかとかお互いに参考になって、よりよい事業になればいいと思いました。

議長

- ・ 次に（6）少年非行の概況について、御意見、御質問がありましたらお願いします。
- ・ 最近少年の非行がだんだん減少化傾向にあることですが、福島県の状況が全国平

均と比べてどうなかつていうのがまず1点です。

もう一つは、この2、3年、コロナ禍の中でかなり行動規制をされていますが、その影響はあるのでしょうか。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ 全国的にも少年の非行は減少傾向であると認識しております。コロナ禍の行動規制が少年の非行にどのように影響しているかまでは把握しておりません。

議長

- ・ 少年の非行について減少した背景が分かると、今後の対策に生かせるものがあるかなと思うので、今後、分かれば情報提供いただければと思います。
そのほか皆さんのはうからはいかがでしょうか。

寺島孝一委員

- ・ 刑法犯少年の数や初発型非行の数も減っていますが、最近、凶悪犯罪がテレビ等で報道されています。つい先日も札幌市で22歳の女性が殺された事件が報道されました。犯人の男は、女性とSNSで知り合ったとのことです。私が1番心配してるのは、街頭補導をして歩いていて、町中に少年がいないのです。少年たちは家の中で、インターネットに接続できる機械をずっと使って、家から出てこないんじゃないかということ、が心配なんです。ですから、ふくしま情報モラル診断で調査をやることもいいのですが、どのようにその結果を生かしていくかが1番大事なんじゃないかと思います。私としては、街頭補導をするのにどのように動き回ればいいか分からない状況ですので、そのような所の指導をお願いしたいと思っております。

事務局（戸邊主任主査）

- ・ ネット社会となり、子どもが何をやっているのか、保護者や周りの大人が分からぬという所があると思います。ただ一昔前までは、スマホを買い与えなければいいとか、使わせなければ問題が起きないという考え方がありました。しかし、GIGAスクール構想により一人1台端末が整った状況では、ネットを使わせないという選択肢はもうないのかなと思います。その中で、情報活用能力の向上、情報を取捨選択して、ICTスキルを身につけ正しい使い方をする、包丁の使い方と一緒に正しい使い方を教育していくことが重要だと思います。それで、県ではこどもを守る情報モラル向上支援事業を立ち上げました。
- ・ 今年度第1回部会で、ネットやゲーム依存で県で対策はないかという話がありました。調べてみたところ、福島県精神保健福祉センターで、ネット・ゲーム依存家族教室を開いているとのことでした。依存問題を抱える小学校高学年から20歳代前半程度までの御家族の方に精神保健福祉センター職員がアドバイスをしていくような教室を開いており、今年度からの新規事業とのことです。

湯田輝彦委員

- ・ 警察で作成している「少年の非行」についてですが、成人年齢の引下げで18歳から親の同意なくクレジットカードを作成することなどができるようになり、それによる被害などのデータがまとめてあるといいと感じました。

事務局（阿部課長）

- ・ この「少年の非行」は県警察の資料で、これまでもずっと同じような形で、資料公表されてきた経緯があったと思います。今あった御意見については、県警察の方に申し伝えたいと思います。ただし、結果的に、どのような形で反映されるかはそちらの方にお任せするしかない部分がございますので、そこは御理解いただければと思います。

山本光子委員

- ・ 精神保健福祉センターのネット・ゲーム依存に関する家族教室の案内が、私の所にも送られてきて、見させていただきました。しかし、この家族教室が福島市内で行われるので、私たちがいる県南地域から福島市まで赴くにはちょっと遠くて中々行けないという話がありました。私も親御さんから「子どもが一日中ゲームしている。」という相談をよく聞き、子どものゲーム依存に悩んでいる親御さんは結構いると思います。ゲーム漬けになっている子どもの親御さんがどのように対応したらいいのかという教室を、福島市だけでなく、県内各地域で、市町村や保健福祉事務所など身近な所で定期的に開催してほしいと思います。

事務局（阿部課長）

- ・ 御要望については、御意見をお伺いしましたので担当する部署にしっかりと伝えてまいりたいと思います。

山下訓史委員

- ・ 児童相談所への相談件数はどのような動きがあるのでしょうか。

事務局（鈴木局長）

- ・ 児童相談所の相談件数ですが、コロナの状況になってから、家庭で過ごす時間が増えたということで、虐待事案などが増えるのではないかと心配されたところではあります。この中で若干増えたところあるんですが、それほど例年と変わりないと見ております。

芳賀俊幸委員

- ・ 中学校の状況について話します。学校でのトラブルはほぼ全てと言っていいぐらいスマホ関係です。メールのやり取りで言葉を交わさないために、当然誤解が生じるわけで、それが色々な所に波及して、次の日クラスに入ったら全然雰囲気が変わっていて、もう学校に行けないという状況がありました。それから、夜中じゅう、通信機能がついているゲームでメールをやり取りして遅刻してきたり、その日は休んだりする生徒がいます。よく聞いてみると、朝の6時までやっていたとのことでありました。そのような子が一

人二人ではありません。

- ・ ですから、水面下で色々なトラブルが私たち大人が分からぬ所で、かなりあるのではないかと思います。それが表面化されたときには、こじれにこじれて、手がつけられない状況というのもあります。ですから、ネットの使い方について、少なくともスマホは夜9時までとか、フィルタリングを完全にかけるとか、それからパソコン使うときは皆さんの家族がいる前でやるなど御家庭でやっていただかないとには、もう学校の指導には限界があります。
- ・ 今度警察の方に来ていただきて学年ごとにスマホの危険性などに話をしてもらうことになっています。中々解決なんてしないんでしょうけども、御家庭の指導がないことはもう学校はお手上げという状況になっています。
- ・ 保護者の中には、夜中までスマホを使っているのであれば、もうスマホを解約するという方はいるのですが、そうすると学校に行かないと言い、本当に学校に来ない子どももいます。そうすると保護者も困ってしまいスマホを使うことを承諾してしまうという事例がたくさんあります。現状は小中高、どこの学校も同じだと思います。

山本光子委員

- ・ 現状報告ということでお話しさせていただきたいと思います。現在、「一般社団法人あんだんて」では、こども未来局から助成を受け、カウンセラーを設けまして、子育てについて無料で相談を受けております。令和3年は1か月平均で30件台だったんですけども、今年度2年目になりました、相談件数が増えて、1か月平均が50件から60件となっています。夏休み明けには70件ぐらいとなり、休み明けには相談件数がすごく多くありました。やはり相談を受けられる場所が中々少ないのかなと思います。
- ・ また、ひきこもりの相談も受けており、ひきこもりの相談というのは、割と高齢の方が相談に来ます。もう自分たちが年を取ってしまって、もっと早く相談に行けばよかったですという話があり、不登校の問題とか、そういう様々な相談が今きてるという状況があります。
- ・ その中で、どのように子どもたちの情報を発信していくのか私たちも考えています。今回の審議会では、色々と情報をいただいたので参考にしたいと思います。

議長

- ・ 貴重な御意見、ありがとうございます。それでは今日の意見交換を含めて、共有した情報を生かしながら、今後も充実した審議を続けてまいりたいと思います。
- ・ 以上で本日の審議会議事を終了させていただきます。長時間にわたる審議御協力ありがとうございました。

事務局（岡田総括主幹）

- ・ 中田会長ありがとうございました。
 - ・ それでは以上をもちまして、「令和4年度福島県青少年健全育成審議会全体会」を開会させていただきます。
- ありがとうございました。

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため、指名を受けた両委員が署名捺印する。

令和4年 10月 28日

署名委員

山下訓史



令和4年 11月 2日

署名委員

湯田輝彦

